

五島市監査委員公表第3号

平成26年8月8日に提出された地方自治法第242条第1項の規定に基づく住民監査請求について、同条第4項の規定に基づき監査を行ったので、同項の規定によりその結果を公表する。

平成26年10月1日

五島市監査委員 木戸庄吾

五島市監査委員 中村康弘

## 第1 請求の内容

### 1 請求人

(略)

### 2 請求書の提出日

平成26年8月8日(同月25日補正書提出)

### 3 請求の要旨

請求書に記載されている事項、これに添付された事実を証する書面及び請求人の陳述によると、請求の要旨は、次のとおりである。

#### (1) 請求の対象行為及び当該行為が違法又は不当であることの理由

ア 五島食肉センター大規模改修工事(以下「改修工事」という。)が、2度に亘り工期延長したことに対し、消費税増税分である金6,417,930円、更には平成26年度分の豚生体輸送費補助金4,079,000円、五島食肉センター改修に起因する経費1,856,310円及び負担増となった指定管理委託料8,598,513円の総額20,951,753円が必要となったが、その費用を市民負担として支出する必要はない。

イ 平成26年4月1日から平成27年3月31日までの指定管理委託料は当初予算において3,535万6,000円で承認され、支出しているにもかかわらず、工事遅延により4月からの4.5ヶ月分の経費として指定管理委託料8,598,513円を支出することは経費の二重払いにあたり市に損害を与える。

ウ 改修工事が切羽詰った事業計画で進められ、計画性の脆弱さから工期を厳守できない計画そのものが不当である。

#### (2) 監査委員に求める措置の内容

市長に対して次のように勧告するよう求める。

五島市長 野口市太郎が、市政をつかさどる立場の責任として、工事遅延によって生じた全経費の総額20,951,753円を支払うこと。

## 4 請求の要件審査

本件請求は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第242条に規定する要件を具備しているものと認め、受理した。

## 第2 監査の実施

### 1 監査対象機関及び部局

- (1) 監査対象機関 市長
- (2) 監査対象部局 農業振興課

### 2 請求人の証拠の提出及び陳述

地方自治法第242条第6項の規定により、平成26年9月8日に請求人の証拠の

提出及び陳述の機会を設け、請求人は、新たな証拠を提出しないで陳述を行った。その際、同条第7項の規定により、関係職員が立ち会った。

その後、請求人は、平成26年9月9日に住民監査請求内容文面に対する補足説明として、新たな追加資料を提出した。

### 3 関係職員の陳述及び調査

#### (1) 関係職員の陳述

平成26年9月8日に、次に掲げる関係職員から陳述の聴取を行った。その際、地方自治法第242条第7項の規定により、請求人が立ち会った。

農業振興課 農業振興課長  
畜産・鳥獣対策班係長

#### (2) 書面調査

平成26年8月29日に市長に対して関係書類の提出を求め、書面調査を行った。

#### (3) 実地調査

平成26年9月5日に、次に掲げる施設について、関係職員立会いのもと実地調査を行った。

五島市吉久木町938番地 五島食肉センター

#### (4) 関係職員の調査

平成26年9月12日に、次に掲げる関係職員から事情聴取を行った。

農業振興課 農業振興課長  
畜産・鳥獣対策班係長

### 4 監査対象事項

請求書に記載されている事項、これに添付された事実を証する書面及び請求人の陳述の内容から、次の事項を監査の対象とした。

- (1) 受注者の責めに帰すべき事由がないとして、改修工事の工期延長をしたことが違法又は不当な財務会計上の行為にあたるか。(第1の3の(1)のア)
- (2) 4月からの4.5ヶ月分の経費として指定管理委託料8,598,513円を支出することが二重払いにあたるか。(第1の3の(1)のイ)

なお、請求書に記載されている事項のうち(第1の3の(1)のウ)「改修工事が切羽詰った事業計画で進められ、計画性の脆弱さから工期を厳守できない計画そのものが不当であるという主張について」は、地方自治法第242条に規定する要件を満たしていないものと判断するので、監査の対象とはしなかった。このことに関する請求人の主張が、地方自治法第242条に規定する要件を満たしているかについて検討する。

普通地方公共団体の住民が住民監査請求をするためには、その対象が当該普通地方公共団体の執行機関又は職員の違法若しくは不当な財務会計上の行為又は怠る事実で

あること、当該財務会計上の行為又は怠る事実により当該普通地方公共団体に損害が生じること、正当な理由があるときを除き、当該財務会計上の行為があった日又は終わった日から1年以内の請求であることなどが要件となる。請求人は、改修工事が切羽詰った事業計画で進められ、計画性の脆弱さから工期を厳守できない計画そのものが不当であることを主張しているのであるから、具体的な財務会計法規上の義務違反が認められず、住民監査請求に該当しない。

### 第3 監査の結果

本件請求については、合議により次のように決定した。

本件請求には理由がないと認め、棄却する。ただし、別記のとおり意見を付す。  
以下、その理由を述べる。

#### 1 事実関係の確認

監査対象事項について調査した結果、次のような事実関係を確認した。

##### (1) 五島市食肉センターについて

- ア 所在地 五島市吉久木町938番地
- イ 建設年度 昭和56年9月30日竣工
- ウ 処理能力 牛12頭/日、豚114頭/日  
豚換算162頭/日（牛12頭/日×4＋豚114頭/日）  
※豚換算は、牛1頭を豚4頭で換算している。
- エ 改修実績 屋根、壁、キュービクル等（平成21、22年度）
- オ 懸案事項 牛、豚のラインが完全分離していない。（衛生基準の不備）  
供用開始から30年以上経過し、施設の老朽化が著しいが大規模改修を実施する財源確保ができなかった。（老朽化）

##### (2) 改修工事の財源について

改修工事の財源は表1のとおりである。

表1

(単位:円)

五島食肉センター大規模改修工事内容	事業費	財 源 内 訳			
		強い農業づくり 交付金	地域の元気 臨時交付金	合併特例債	一般財源
改修工事設計監理委託料	95,623,500	367,684,000	869,700,000	150,200,000	27,886,728
改修工事地質調査業務委託料	5,964,000				
改修工事敷地測量業務委託料	493,500				
五島食肉センター解体工事(附帯施設)	30,100,350				
改修工事(建築)	378,837,000				
改修工事(電気)	131,990,160				
改修工事(機械)	246,750,000				
改修工事(プラント)	290,562,000				
五島食肉センター廃水処理施設設置工事	166,945,320				
五島食肉センター付属棟設置工事	17,115,000				
五島食肉センター斜路・廃棄物倉庫設置工事	30,159,150				
五島食肉センター備品購入費	19,740,000				
確認申請手数料	1,190,748				
合 計	1,415,470,728				

#### ア 強い農業づくり交付金の採択

平成25年2月4日、同月27日と2段階での大きな採択要件の緩和がなされ、採択要件施設の処理頭数(豚換算)が1400頭/日から700頭/日に対象規模が引き下げられ、さらに、離島においては、知事が地域の実情により特に必要と認める場合はこの限りではないこととなった。

なお、当該交付金の国への繰越承認は、平成26年3月31日付、25九総第780号-48において、鉄骨建方作業の専門技術員であるとび工確保に不測の日数を要したことを理由に、繰越の承認を得ていることを確認した。

#### イ 地域の元気臨時交付金の活用

平成24年度国の補正予算(第1号)において、地域の元気臨時交付金(地域経済活性化・雇用創出臨時交付金)が、各地方公共団体の追加公共投資の負担額等に応じて配分されることにより、総事業費の約6割を確保できる見通しとなった。

なお、当該交付金の国への繰越承認は、平成26年3月19日付、福岡財主第362号において、鉄骨建方作業の専門技術員であるとび工確保に不測の日数を要したことを理由に、繰越の承認を得ていることを確認した。

#### ウ 合併特例債の充当

事業費から上記ア、イの交付金を除いた金額に対して、合併特例債を充当することとした。なお、合併特例債の元利償還額の70%は、後年度普通交付税として算入されることとなっている。

### (3) 改修工事の標準工期について

ア 当初、改修工事の標準工期は、「営繕工事標準工期の算定」(長崎県土木部建設課)の基準表を用いて算定したところ180日間であった。

イ 改修工事（建築）の工期

平成25年9月28日～平成26年3月31日の185日間

ウ 改修工事（電気）の工期

平成25年9月28日～平成26年3月31日の185日間

エ 改修工事（プラント）の工期

平成25年9月28日～平成26年3月31日の185日間

オ 五島食肉センター廃水処理施設設置工事の工期

平成25年10月11日～平成26年3月31日の172日間

(4) 五島市建設工事請負契約約款について

第21条第1項において「受注者は、天候の不良、第2条の規定に基づく関連工事の調整への協力その他受注者の責めに帰すことができない事由により工期内に工事を完成することができないときは、その理由を明示した書面により、発注者に工期の延長変更を請求することができる。」とし、同条第2項において「発注者は、前項の規定による請求があった場合において、必要があると認められるときは、工期を延長しなければならない。発注者は、その工期の延長が発注者の責めに帰すべき事由による場合においては、請負代金額について必要と認められる変更を行い、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。」と工期の延長について規定している。

また、第47条第1項において「受注者の責めに帰すべき事由により工期内に工事を完成することができない場合においては、発注者は、損害金の支払を受注者に請求することができる。」とし、同条第2項において「前項の損害金の額は、請負代金額から部分引渡しを受けた部分に相応する請負代金額を控除した額につき、遅延日数に応じ、年3.0パーセントの割合で計算した額とする。」と履行遅滞の場合における損害金を規定している。

この契約約款は、改修工事（建築、電気、プラント）、五島食肉センター廃水処理施設設置工事の工事請負契約書及び工事請負変更契約書にそれぞれ添付されている。

(5) 改修工事の遅延要因について

ア 天候に起因すること

平成25年度の降雨日と降水量と過去30年平均は表2のとおりであるが、10月～12月の降雨日及び10月～11月の降水量とも平均を上回っている。

表2

区 分	1 0 月		1 1 月		1 2 月	
	降雨日	降水量	降雨日	降水量	降雨日	降水量
平成25年度	10日	184.5mm	13日	260.5mm	14日	89.0mm
過去30年平均	6.8日	110.6mm	10.3日	130.8mm	11.8日	93.1mm
差 引	3.2日	73.9mm	2.7日	129.7mm	2.2日	-4.1mm

※（資料：気象庁の気象統計情報の過去の気象データから集計）

#### イ 技能労務職（とび工）の確保に起因すること

- (ア) 全国的に平成25年度は、経済対策の一環として、平成24年度補正予算（第1号）と一体となった15ヶ月予算により公共事業の執行がなされ、平成26年4月1日から施行される消費税増税に伴う駆け込み需要により、民間事業者の建設が集中したこともあって、人手不足の深刻化、人件費・資機材の高騰により、工事の円滑な施工が出来ない状況であった。
- (イ) 長崎県内の鉄骨加工の9月以降受注が集中しているのは、鉄筋工及び型枠工の要員不足により、RC（鉄筋コンクリート）造からS（鉄骨）造への工法変更によるものや、文部科学省所管の学校耐震補強工事の実施による受注の増加が挙げられる。また、公共工事と併せて民間施設の病院、老人ホーム等の受注も増加した。このような、需要増により、原材料調達及び切断等の一次加工の遅れが鉄骨部材のひっ迫の要因となっていた。
- (ウ) 公共工事設計労務単価（国土交通省土地・建設産業局 平成25年3月29日通知）におけるとび工単価では本県が全国で最も低いうえに、離島経費は加算されるものの派遣は旅費等が割高となり確保が困難であった。
- (エ) ひっ迫する状況の中で離島への纏まった人員派遣は、移動時間や島内滞在が連泊となり、拘束時間の長期化から重荷となり敬遠される。
- (オ) 五島市にはとび業者が存在しないため、島外主に長崎地域から派遣により鉄骨建方工事を行っているが、平成25年度後半から長崎市で大型公共工事（長崎市民病院建設等）の新築工事では長崎地域のとび工が急激にひっ迫している状況であった。

請負業者は建方の目処がついた12月初旬より鉄工所等と調整し、とび工の確保に全力を尽くしたが、上記の(ア)、(イ)、(ウ)及び(エ)の状況により、大規模建築工事となる本事業のとび工確保は困難となり、県内11社延べ22社へ派遣要請を実施したが、鉄工業者が確保するとび工以外は、県内2社6名の確保に過ぎず、工期に大幅な影響を受けた。

#### ウ 施工内容の変更に起因すること

(ア) 軟弱地盤改良工事の施工量の増加 (13 日間→19 日間)

地盤改良は工程表の早期段階で実施するが、降雨により施工が遅れたことと粘着力の強い土質で、当初計画の施工量が増加した。

(イ) 鉄骨建方の工法変更によるもの (24 日間→53 日間)

当初計画では、50 t 超クレーン 1 台で施工する予定であったが、敷地内に配置できず、作業工程を A 工区、B 工区と分けて施工することとなった。

(6) 消費税増税分の経費について

消費税増税分の内訳は下記のとおり ①+②+③+④=6,417,930 円となっており、全て平成 26 年 3 月 31 日付で変更契約をしている。

ア 改修工事 (建築) (税抜き)

当初 335,700 千円 (H25. 9. 27 契約) →変更 360,100 千円 (H26. 3. 27 変更)

差額 24,400 千円  $24,400 \text{ 千円} \times 3\%$  (増税分) =732,000 円…①

イ 改修工事 (電気) (税抜き)

当初 119,480 千円 (H25. 9. 27 契約) →変更 125,532 千円 (H26. 2. 4 変更)

差額 6,052 千円  $6,052 \text{ 千円} \times 3\%$  (増税分) =181,560 円…②

ウ 改修工事 (プラント) (税抜き)

当初 247,000 千円 (H25. 9. 27 契約) →変更 275,900 千円 (H26. 3. 27 変更)

差額 28,900 千円  $28,900 \text{ 千円} \times 3\%$  (増税分) =867,000 円…③

エ 五島食肉センター廃水処理施設設置工事 (税抜き)

当初 141,000 千円 (H25. 10. 11 契約) →変更 154,579 千円 (H26. 3. 27 変更)

$154,579 \text{ 千円} \times 3\%$  (増税分) =4,637,370 円…④

※ 社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律 (平成 24 年法律第 68 号) 附則第 5 条第 3 項の規定する経過措置は、平成 25 年 9 月 30 日以前に契約を締結した上記のア、イ及びウは適用され、同年 10 月 1 日以後に契約を締結したエについては適用されない。

(7) 豚生体輸送費補助金について

豚生体輸送費補助金は、五島食肉センター改修に伴う施設休業のため、佐世保市と畜場へ輸送し、と畜・解体する豚について、予算の定めるところにより、輸送費の一部を生産者に対して、補助金を交付することを目的で、平成 25 年 7 月 31 日から施行している。平成 26 年度においても、五島食肉センター休業期間は五島市豚生体輸送費補助金交付要領に基づき、実績に応じて交付することとし、当初予算で 1,252 千円、6 月補正予算で 3,078 千円を合わせた 4,330 千円を予算措置している。

ただし、平成26年度の豚生体輸送費補助金は確定しておらず、未払いとなっている。

(8) 食肉センター改修に起因する経費について

当該支出することになっている次の費用については、五島食肉センター改修に伴う施設休業のため、負担することになったものである。

① 冷凍コンテナリース料	118,000 円×5 ヶ月	590,000 円
② 島内販売用分の輸送経費	232,000 円×5 ヶ月	1,160,000 円
③ 仮設積み場ポンプ電気代	1,262 円×5 ヶ月	6,310 円
④ 仮設積み場撤去費用		100,000 円

(9) 指定管理委託料について

A社とは、五島市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例第7条の規定に基づき、五島市食肉センターの管理業務に関して平成26年4月1日に五島市五島食肉センターの指定管理に関する協定書（以下「協定書」という。）を締結している。

指定管理委託料の額は、協定書第7条で「この協定に基づく委託料の額は、金35,355,400円とする。」となっており、平成26年6月13日に全額を支払っている。

指定管理委託料の額の変更については、協定書第9条で「乙の、事業年度決算期において、利益金又は欠損金が発生した場合、その額をもって委託料の変更・精算を行うものとする。」としている。

## 2 監査委員の判断

以上を踏まえ、次のように判断した。

(1) 改修工事は、とび工確保の目処が立たないことが、受注者の責めに帰する事由でないと判断し、工期延長をしたことが違法又は不当であるという主張について

受注者の責めに帰する事由とは、受注者の故意・過失、または信義則上これと同視される事由をいうものと解される。

そこで、本件が、受注者の故意・過失、または信義則上これと同視される事由によるものであったのかについて検討する。

平成25年度は、東日本大震災復興事業を始めとする大型公共事業や消費税増税前の駆け込み需要による人件費・資機材費等の高騰、建設業界を取り巻く鉄筋工や型枠工など建設現場で働く職人の減少を受けた人手不足により円滑な工事施工に支障を来し、公共工事で工期の遅れや入札の不調が相次いだことは、全国的な状況である。

当初、改修工事は180日間の工期で完成する予定で、平成25年9月27日に

建築工事を契約締結（工期185日間）している。その後、請負業者は鉄骨建方工事を行うことで、長崎地域のとび工派遣を依頼したところ、とび工が急激にひっ迫している状況を認識した。請負業者は、直ちに農業振興課へ状況報告を行い、とび工確保に全力を尽くしたが、鉄工業者が確保するとび工以外は、2社6名の確保に過ぎず工期遅延に大きく影響を与えた。

請負業者に、債務不履行を生じるであろうことを知っていながら、あえて不履行となる事態を招来する故意、請負業者として信義則上要求される程度の注意を欠いたために、債務不履行を生じるであろうことを認識しない過失があったかであるが、請負業者は、市担当者とも連絡を取り合いながら県内11社延べ22社へ派遣要請を行うなど、早急に問題解決に対応していることは確認できた。契約時点からとび工等の確保の困難性についてはある程度、予見できたと推認されるが、予見したにもかかわらず、その結果を回避するべき義務に違反して、結果を回避する適切な措置を講じなかったとまでは言えない。また、先述したように全国的な建設業界の人手不足という状況下にあつて、離島という特殊要因を考えると、とび工の確保に不測の日数を要したという遅延理由については著しく合理性を欠いているとは言えない。よって、請負業者に故意・過失、または信義則上これと同視される事由があるとはいえないものと判断する。

したがって、改修工事の工期延長をしたことが違法又は不当であるということはいえない。

## (2) 本件改修工事の工期延長に伴う損害賠償金について

本件改修工事の工期延長は、五島市建設工事標準請負契約書第21条第2項の規定により延長され、契約代金は廃水処理施設設置工事が平成26年7月18日に、改修工事（建築、電気、プラント）が平成26年8月15日に支払われている。

請求人は、改修工事の工期延長に伴う損害賠償金として①消費税増税分6,417,930円、②豚生体輸送費補助金4,079,000円、③食肉センター改修に起因する経費1,856,310円、④指定管理委託料8,598,513円の総額20,951,753円を挙げ、五島市長野口市太郎に支払いを求めている。

ところで、地方自治法第242条第1項に定める住民監査請求は、違法若しくは不当な公金の支出があると認めるときなどに行うことができるものであるが、当該行為がなされることが相当の確実さをもって予測される場合も含まれるものである。

そこで、このことについて検討する。

本件改修工事の工期延長に伴う損害賠償金も住民監査請求の対象になりうるが、(1)のとおり、改修工事の工期延長自体に瑕疵がない以上、地方自治法第242条第1項に規定する違法若しくは不当な公金の支出（当該行為がなされることが相当の

確実さをもって予測される場合を含む。)に該当するとは認められない。

したがって、本件改修工事の工期延長に伴い市の損害は生じていない。

(3) 改修工事の工期延長に伴う4月からの4.5ヶ月分の経費として指定管理委託料8,598,513円を支出することが経費の二重払いにあたるという主張について

請求人は、平成26年4月より翌年3月31日までの指定管理委託料年額35,355,400円と改修工事の工期延長に伴う4月からの4.5ヶ月分の経費として指定管理委託料8,598,513円が二重に支払われているとしているので、このことについて検討する。

改修工事の工期延長に伴う4月からの4.5ヶ月分の経費としての指定管理委託料8,598,513円は、農業振興課が改修工事の工期延長に伴い市の負担がどれくらい増えるか試算した経費であり、指定管理委託料の8,598,513円の負担増というのは、改修工事の工期延長に伴い施設休業中の収入減(使用料、解体料、部分肉処理料、内臓処理料、保管料)から支出減(人件費、業務費、施設費)を差し引いた影響額である。

指定管理委託料は、協定書第7条で「この協定に基づく委託料の額は、金35,355,400円とする。」となっており、第9条では、「乙の、事業年度決算期において、利益金又は欠損金が発生した場合、その額をもって委託料の変更・精算を行うものとする。」となっている。つまり、事業年度決算期において、指定管理委託料の額は確定することとなっている。

現時点では、4月からの4.5ヶ月分の経費としての指定管理委託料8,598,513円については、協定書に基づく指定管理委託料年額35,355,400円に内包されている経費であり、既に支出している指定管理委託料年額35,355,400円と別に支出される訳でなく、事業年度決算期において指定管理委託料の変更・精算がなされるのであって、指定管理委託料の二重払いであるとは言えない。

したがって、市の損害は生じていない。

(4) 結論

以上のとおり、受注者の責めに帰すべき事由がないとして改修工事の工期延長をしたことが違法又は不当に当たるといえるかなどについて検討したが、本件工期延長が違法又は不当であるということは認められず、市に損害も生じていない。また、4月からの4.5ヶ月分の経費として指定管理委託料8,598,513円を支出することが二重払いにあたるかを検討したが、二重払いにはあたらないので市に損害は生じていない。

したがって、いずれも請求人の主張には理由がないと判断した。

ただし、本件の監査を行った中で、事業計画については是正すべき事項が認められ

たので、次のとおり意見を付す。

## 意見

### 事業計画について

本改修工事は、14億円という多額なものであり、変更契約は予期せぬことが発生した事案であるとはいえ、二度に亘る工期延長は異例であり、より慎重な対応が望まれたところである。また、本改修工事の施工に対し、市民に不信感を抱かせたことについては、誠に遺憾である。以上のことを踏まえ、今後の事業推進に当たっては、地域の実情及び社会情勢を総合的に勘案し、さらに、事業内容を十分に検証・検討され、市民の負託に応えられるよう特段の配慮を望むものである。

## 参考

### (職員措置請求書)

#### 1 請求の要旨

五島市監査委員は、五島市長 野口市太郎に対して、市長である立場において五島市食肉センター大規模改修事業工事の2度に渡る工期延長に対し、消費税増税分である金6,236,370円をまた、工期期限の平成26年3月31日以降分の豚生体輸送費4,079,000円、更には食肉センター経費1,856,310円、指定管理料8,598,513円の総額20,951,753円(甲1号証)を市民負担として支出する事のないように、必要な措置を講ぜよ。また五島市民を軽視し過ぎた建設工事で2度に渡る工期延長にて、国指定の工期期限を厳守できず且つ、五島市民全体への事業報告もなく、市民の血税から簡単に支出する筋違いを改めよ。

#### 請求の原因

##### 第1 当事者等

- 1 請求人らは、いずれも五島市民である。
- 2 野口市太郎は、現在の五島市長であり、当該事業の工事発注者である。

##### 第2 本件監査請求に至る経緯

- 1 「平成26年6月18日、五島市議会に五島市食肉センター大規模改修工事業(以下:食肉センター)工事請負契約の変更議案、報告第5号、6号、7号が、緊急を要する工事のためと理由付けし、議会を招集する時間的余裕がなかった言うことで平成26年3月31日付で専決処分した報告案件であるとし、五島市議会から承認を得た。
- 2 平成26年6月24日、五島市議会本会議一般質問にて五島市議会議員である草野久幸より、農業振興課長と五島市長に対し「3月31日に終わらなかったことから発生した約2000万は余分な経費支出ではないのか」の質問に対し、「国・県の支援額13億7600万の支援が頂ける有利な事業であり、市の持ち出し分は3400万だけでこの14億の事業が出来た」と答えた。3月31日までに出来上がらなかつたら予算がつかないからとして予算承認を認めさせ、設計管理入札・建設入札においても、大事業であり且つ、時間がないと言う事だけを理由に随意契約で進めてきた。
- 3 平成26年2月、五島市議会臨時会質問にて五島市議会議員である江川美津子より、農業振興課長と五島市長に対し「国の補助金が有利な補助金を利用できるということで、急遽取り組んだことですが、この食肉センターの進捗に当たっては、当面、営業をしながら、職員はそのまま雇用しながら改修ができるということで。それが残念ながら期間中に完成させるには間に合わないということで、一旦解雇ということで閉鎖、中止しましたね。そこでも変更があるし、本当にこの工事が3月中に間に合うのかどうかというのは、多くのというか、少なくない人たちも無理じゃないかという、そう

いう考え方も、認識もあつたと思うんですけど、それでも3月中に完成させるんだという事で進めてきました。

その中で、今度は、この今回の皮剥機についても、そういう仕事を停止していかなくっちゃいけないという、そういうことがはっきり計画が立ってたら、こういうこともないですよ。最初からの予算として上がってくる。そういうのもありますので、私は、市が大きな事業をするときにはきちんと、一定の調査、計画を立てた上で事業の議案として上げるべきだと思うんですけども、その点が少し無理があつたんじゃないかなと思ってるんですけども、市長、その点についてお伺いをいたします。」との質問に対し「議員御指摘のように、今回の食肉センターの整備については、国の24年度補正予算を使うと、かなり自治体にとっては有利な制度が使えるということもありまして、その時点では十分に検討したつもりでございましたが、先ほど指摘がありましたように、全面休業にせざるを得ないとか、そういった事業の見直し、あるいは、それに伴う今回の皮剥機の追加といったところで、本来であれば、しっかりと、やはり検討時間を設けてやれば、そういったことについても、ある程度予測がついて、こういったことにはならなくて済んだかもしれませんが、ただ、やっぱりこの市の財政状況を考えたときに、どうしてもやっぱりこの補正予算を使いたいという思いもあって、結果としてこういうことになってまいりました。

今後は、やはりしっかりといろんなことを想定しながら、事業内容を精査して、こういうことがないような形で事業については進めてまいりたいと思います。本当、今回、大変御迷惑をかけて申しわけありませんでした。」と答えた。この内容から中途半端な事業計画であつたと言う事がはっきりと聞き取れます。つまり中途半端な事業計画に伴う事業費・事業経費を市民に負担させるという処理方法は、あつてはならない事である。

- 4 平成26年2月11日 長崎新聞にて工事延長が明るみとなり、市民146名分の署名添付の上、提出した、事情報告会要求(甲2号証)並びに、再度の工期延長へ対し事情報告会再要求(甲3号証)を提出しましたが、生産者・精肉の小売業者・地域住民へは説明済みとしているが、不安に思う市民に対しては説明責任を果たさない行政の言い逃れ主義。この行為は、市民軽視であります。(甲7号証)

一方、工事延長の余波から予算が増額となった挙句、業者の遅延行為であるにもかかわらず市民の血税から捻出する行為は許せる話ではない。市民要求の報告会は全て却下。その結果、説明責任も果たせずして税金を当てにしての市政は筋が通らぬ行いである。行政が回答する生産者・精肉業者・地域住民らと進める事業なのであれば、この方々から集金し増額となった部分は支出すべきである。これらの対応に関し、抗議文章(甲3号証)を提出していることも併せて報告させていただきます。

5 工事遅延の理由、天候不順・地盤軟弱・専門職人の確保難航によって工期が遅れたとの事だが、天候に関しては10月、11月の降雨による土工事の遅れとあるが降雨量を見る限り工事に支障があったとは考えしがたい。(甲4号証・甲5号証)。業務日誌との精査が必要であると思われる。

特に専門労務者の確保については、入札前に確保が出来るという見通しがあって初めて工事入札に応札するのが常識である。食肉センター大規模改修工事(建築)の設計図書等への質疑にて「工期について、工事内容からして工期の6.5ヶ月は、少ないように思われます。工期延長は、できないのでしょうか。」(甲6号証)とある。プロの建設業者から見て当初から工期期間内での完成は無理だったととれる。また、工事延長理由にあげられている「鉄骨建方を行なうとび工確保のめどがたたなかった」及び「島内に揚重能力50tを超える大型クレーンが無いことから、クレーン配置の変更が生じたため大動物処理棟と繫留施設の工区分けを行う分割施工方法に変更」(甲5号証)とした内容が工期遅延・延長の原因であると業者側が申し立てており、行政は「建設技能労働者の確保が出来ず不足の日数を要し、工期の延長が必要となりました。受注者の責めに帰すべき事由でないと判断」請負業者へのペナルティーはないものと回答している。(甲5号証)一方、ある公共事業工事遅延の裁判で「工事が遅れた主な原因は部品調達が円滑に出来なかったことにあり、原告(=落札業者)に責任がある」との長崎地方裁判所での判例も最近報道されました。(甲3号証)。このように部品調達と専門技術者確保は同等の意味ととれ、受注者側の席であることは立証されている。

6 遅延により負担増となった指定管理費8,598,513円であるが(甲1号証)平成26年3月定例会2日目に、昨年度の1,463万8,000円から、平成26年度、3,535万6,000円となった事が報告され承認されました。平成26年4月より翌年3月31日までの指定管理委託費を支出するにもかかわらず、昨年8月から翌年3月31日までの施設閉鎖時にも支払われた指定管理費である以上、五島食肉センターとしての業務が継続されていたからではないのか。遅延による4月からの4.5か月分の経費として指定管理費8,598,513円を支出するのは経費の2重払いにあたる。

## 第2 五島市長 野口市太郎の責任

そもそも事業とは、市民に対し公平でなければならないのである。しかしながら五島市食肉センター大規模改修事業は、島の畜産振興の為と口にするが、Aへの過剰投資である事業と思われる。理由の一つに、敷地がAの所有地であること。指定管理制度という業務委託であるが、常識で考えてB社以外に管理者へ手をあげる業者など見つかるはずはない。普通に考えれば五島市行政として、精肉業者へ精肉機械をあてがうような事はしない。しかしB社への指定管理料更には、株式参入での資本金注入と、今後も指定管理委託先がB社以外の者が指定管理者として認定される事は考えにくい。

五島市行政は嘘でもいいからとにかく平成26年3月31日工期期限完成として契約を進め、工事着手すればなんとかなるとでもおもって進めてきたのであろう。五島食肉センター大規模虚偽事業といわれても致し方ない。このような曖昧すぎる幼稚な事業計画で、工事が遅れた事による消費税値上げ3%分、4月から8月半ば迄の稼働出来なかったことによる全ての経費支出は、財政が豊かとは言えない五島市の財政状況にとってマイナスな支出であり、なんら一般市民の生活へプラスに還元されることのない大事業であります。建設業者の見通し不足、適切な専門工職人確保など、業者の責任で発生した結果の無駄な経費増大。これらは市民の血税で補うには不当行為であり、発注人である五島市長 野口市太郎の考えの甘さ・指導力不足から生じた問題であるがゆえに、五島市政の先頭にたつ者として失敗の事業であった事は言うまでもない。本件監査請求に至る経緯で述べさせていただいてる通り、行政側の中途半端な事業計画、更に受注者であるC社の工程における段取りのミスが重なっておこった工期延長への責任はあきらかであり、延長によって発生した経費全額が市税収から支出されることは妥当性を欠いている。よって、今後また、同じような失敗事業をおこさない為にも、発注人である五島市長野口市太郎が市政をつかさどる立場の責任として総額20,951,753円を支払うべきであると強く勧告いたします。

### 第3 結語

以上の次第であり、本件住民監査請求は、地方自治法242条第1項に該当するので、請求人らは、五島市監査委員に対し、同法242条第4項に基づく、必要な措置を講ずべき旨の勧告を請求する。

#### (事実証明書)

- 1 甲1号証 (2枚)  
工事延期となって生じた全経費内訳
- 2 甲2号証 (2枚)  
五島食肉センター大規模改修工事業新聞報道に関する事情報告会要求
- 3 甲3号証 (5枚)  
五島食肉センター大規模改修工事業新聞報道に関する事情報告会再要求
- 4 甲4号証 (3枚)  
2013年9月、10月の気象降雨状況
- 5 甲5号証 (4枚)  
工期延長願い1回目、2回目
- 6 甲6号証 (1枚)  
五島食肉センター大規模改修工事(建築)の設計図書等についての質疑
- 7 甲7号証 (2枚)

事情報告会要求に対する回答文書

8 甲8号証（1枚）

工期延長に対し、罰則に関する施工業者との協議等への回答文書

（職員措置請求書の補正）

平成26年8月8日付けで提出した五島市職員措置請求書については、次のとおり補正いたします。

1 補正事項

（1）金額の補正について

指摘箇所の消費税分である金 6,236,370 円は、（甲1号証）に書かれている金額 6,417,930 円と記載されている数値が正当であり、請求の趣旨記載分の数値、金 6,236,370 円を、金 6,417,930 円に訂正補正を致します。

2 補正事項

（1）請求の対象について

請求書1 請求の趣旨の本文にある、「また五島市民を軽視し過ぎた建設工事で、2度に渡る工期延長にて、国指定の工期期限を厳守できず且つ、五島市民全体への事業報告もなく、市民の血税から簡単に支出する筋違いを改めよ。」の部分が、請求書第2 五島市長 野口市太郎の責任にて記載していることより、重複する内容であるため86文字を削除補正いたします。

3 補正事項

（1）資料の提出について

請求の原因の第2本件監査請求に至る経緯の5の文中内（甲3号証）を添付忘れの為、（甲3号証 追加資料2014年3月8日長崎新聞掲載案件）として、別紙添付提出させていただきます。

4 補正事項

誤字の訂正

（1）1ページの1 請求の趣旨の文章中の2行目「2度に渡る工期延長」を「亙る」に訂正補正いたします。

（2）1ページの1 請求の趣旨の文章中の8行目「2度に渡る工期延長」を「亙る」に訂正補正いたします。

（3）3ページの5の文章中の2 1行目「受注者側の席である」を「責」に訂正補正いたします。

（事実証明書の追加）

提出済み住民監査請求内容文面に対する補足説明

請求内容第2 本件監査請求に至る経緯 5の「ある公共事業工事遅延の裁判で「工事が遅れた主な原因は部品調達が円滑に出来なかったことにあり、原告(=落札業者)に責任がある」との長崎地方裁判所での判例も最近報道されました。(甲3号証)。このように部品調達と専門技術者確保は同等の意味ととれ、受注者側の責であることは立証されている。」という文内の「部品調達と専門技術者確保は同等の意味」の根拠となる地方自治体判断を補足として追加資料を提出致します。

五島市行政は五島食肉センター大規模改修工事建築事業において、25年1月23日に工期延長の申請を受理している。(甲5号証) この理由の中で鉄骨建方を行なうとび工確保の目処が立たず、確保に不足の日数を要した。としている。

また、2回目の工期延長申請におかれても五島においても労働者不足で特に型枠工、鉄筋工、鉄骨工、内装工、板金工不足で、それぞれ5日遅れで合計25日間の遅れが生じた。としている。

震災の影響等だと五島市行政は理由付けしているが、他県での同時期の建設工事(平成25年03月11日ー平成26年01月10日)においては、請負業者の資材や人材調達が理由では、工期延長は認められない。(甲9号証Q.2)と請負業者への工期延長は認められていない。

よって、私たちが主張する、請求内容第2 本件監査請求に至る経緯 5の「ある公共事業工事遅延の裁判で「工事が遅れた主な原因は部品調達が円滑に出来なかったことにあり、原告(=落札業者)に責任がある」との長崎地方裁判所での判例も最近報道されました。(甲3号証)。このように部品調達と専門技術者確保は同等の意味ととれ、受注者側の責であることは立証されている。」文章への根拠資料として(甲9号証)として資料を追加致します。

#### 1 甲9号証(5枚)

(特定の個人を識別できるものを除き、請求書及びその補正の本文等を原文のまま掲載した。)